

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年葉山町条例第18号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和2年6月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年葉山町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

放課後児童健全育成事業所に置かなければならない放課後児童支援員が修了しなければならない研修に、都道府県知事が行うもののほか、指定都市又は中核市の長が行うものを加えることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、</p>	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、</p>

改正後	改正前
<p>芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</p> <p>4、5 （略）</p>	<p>芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</p> <p>4、5 （略）</p>